

介護予防・日常生活支援総合事業について



健康福祉局高齢在宅支援課

介護保険制度とは

- ◆ 平成12年（2000年）4月からスタート
- ◆ 介護が必要な状態になっても、できる限り自宅や住み慣れた地域で自立した日常生活を営めるよう、真に必要な介護サービスを統合的・一体的に提供するしくみ

総合事業の始まり

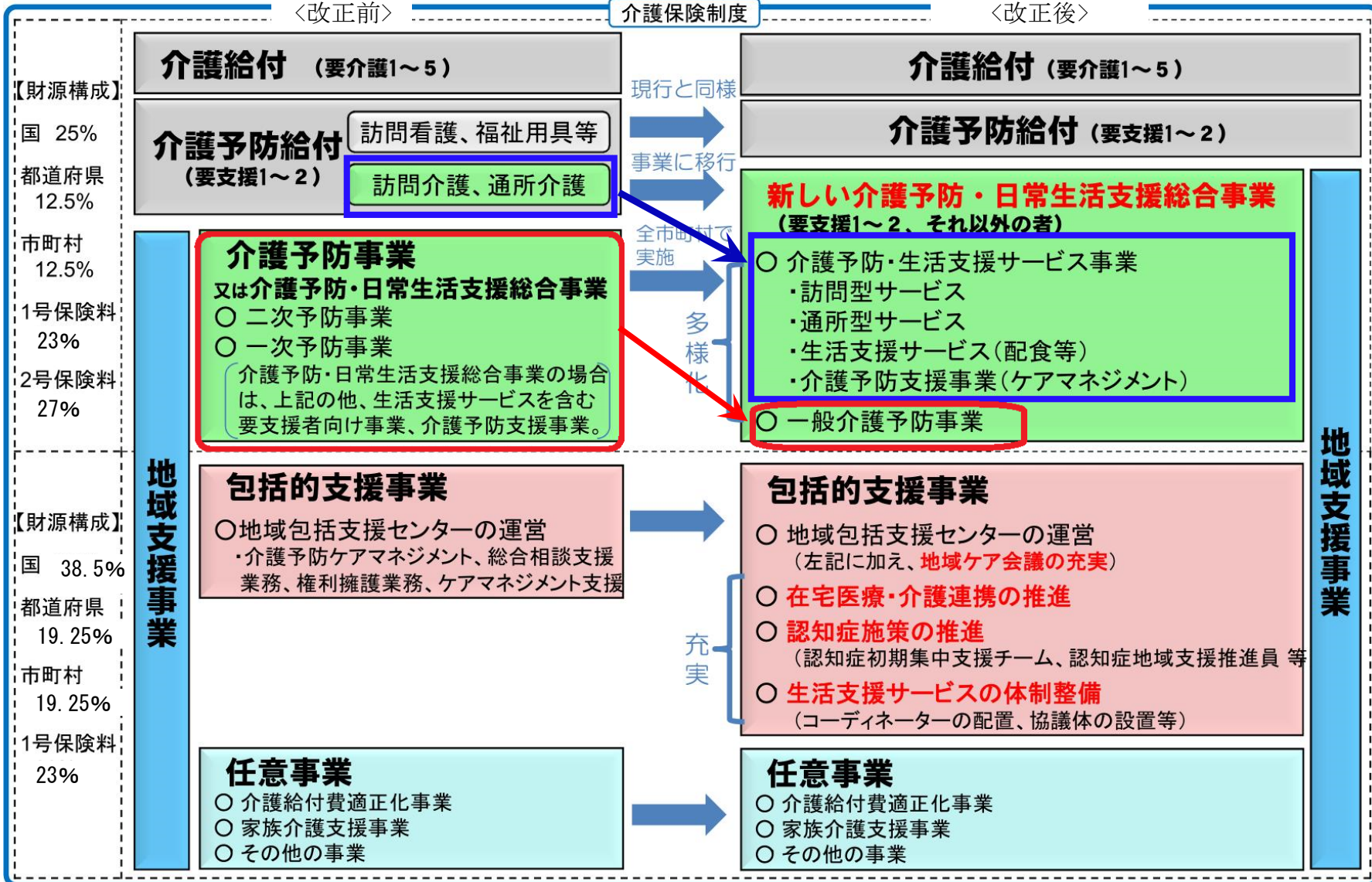
- ◆ 平成26年6月「改正介護保険法」の成立により、介護予防給付が地域支援事業へ移行（平成27年4月施行）
- ◆ 平成28年1月から、横浜市で総合事業が開始

【参考】介護予防・日常生活支援総合事業(新しい総合事業)の構成

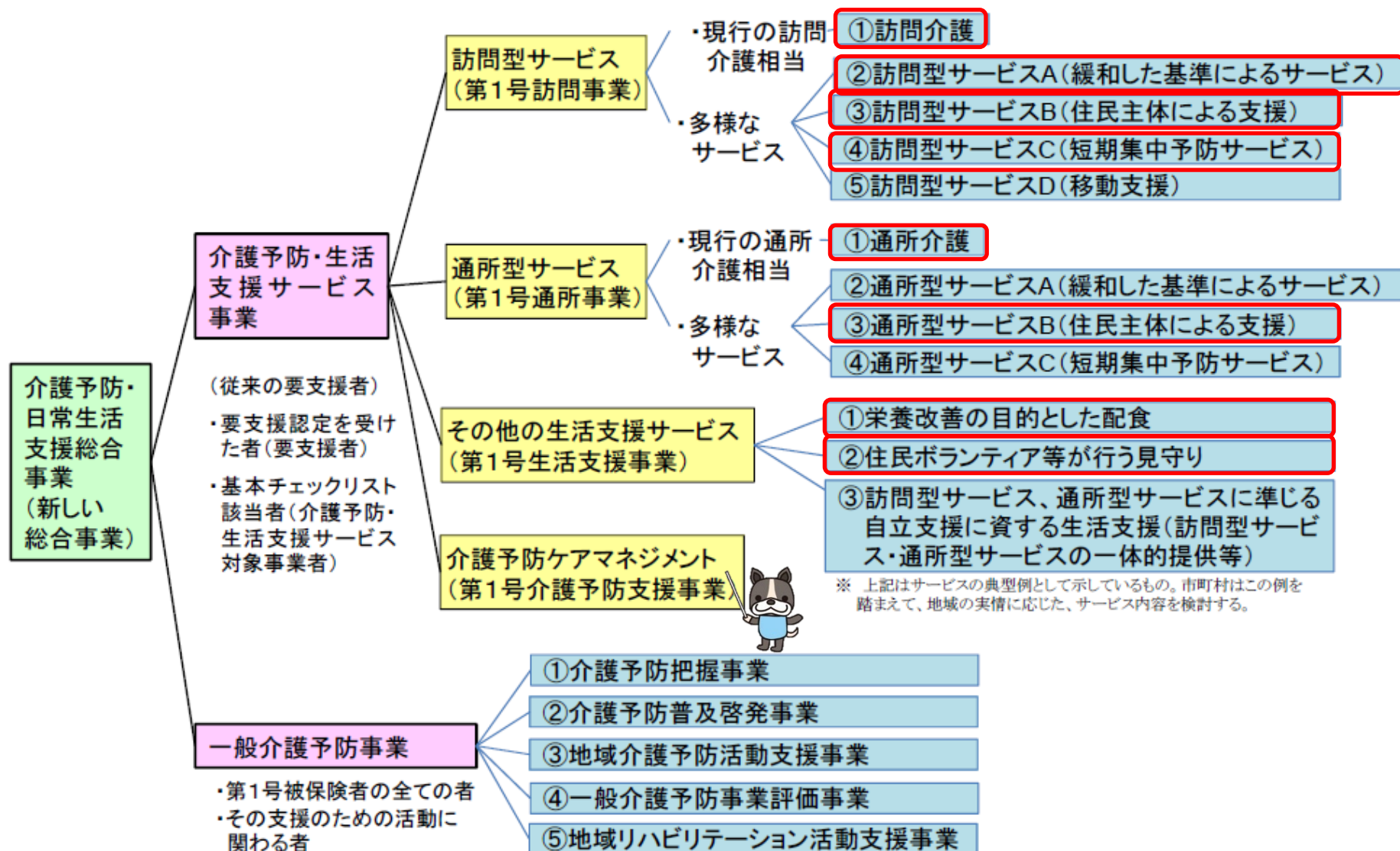
＜改正前＞

介護保険制度

＜改正後＞



総合事業の構成



横浜市の介護予防・生活支援サービス事業一覧

サービス		事業概要
指定事業者によるサービス	横浜市訪問介護相当サービス（従前相当）	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防訪問介護に相当するサービス（訪問介護員等によるサービス）を実施します。
	横浜市訪問型生活援助サービス（サービスA）	必ずしも専門的なサービスが必要でない方に、訪問介護員等に加えて、一定の研修修了者が生活援助を行います。
	横浜市通所介護相当サービス（従前相当）	専門的なサービスが必要と認められる場合に提供するサービスとして、旧介護予防通所介護に相当するサービス（通所介護事業者の従事者によるサービス）を実施します。
補助事業	横浜市訪問型支援（サービスB）	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、買い物や掃除、洗濯、調理など、日常生活の支援を行います。
	横浜市通所型支援（サービスB）	住民主体のボランティア等が行う地域のサロンなどで、体操や趣味の活動など介護予防につながる活動に参加できます。
	横浜市配食支援（その他の生活支援サービス）	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、栄養改善を目的とした配食などを行います。
	横浜市見守り支援（その他の生活支援サービス）	住民主体のボランティア等が定期的にご自宅に訪問し、安否確認や見守りを行います。
横浜市訪問型短期予防サービス（サービスC）		早期介入による閉じこもり予防・改善、社会参加の促進、介護予防を目的に、区福祉保健センターの看護師、保健師が3～6か月の短期間、訪問して支援を行います。本人の状態にあわせて、運動機能の維持改善や健康管理のための支援、地域の通いの場等多様なサービスへの参加支援などを行います。

高齢者の自立支援のためには…



介護保険サービスなどの専門職によるサービスだけではなく、
「多様な主体による」重層的な生活支援、介護予防、社会参加の機会
(地域とのつながり) があることが重要です。



地域にある様々な資源を『把握する・繋げる・はぐくむ』のが、
総合事業 と **生活支援体制整備事業** です。

今まで

要支援1・2

(全国一律の介護保険サービス)

予防給付



太郎さん 花子さん 一郎さん

したいことは
少しずつ違う
のにサービス
は一律・・・

介護事業所のみ



- ・介護予防訪問介護
- ・介護予防通所介護

自立

介護予防事業



元気な方

一次予防事業



要支援・要介護に
なりそうな方

二次予防事業

現在

要支援1・2・事業対象者

したいことを支
援できるように
多様な主体に
よるサービス



今までのような専門的
なサービスが必要

太郎さん



必ずしも専門的なサー
ビスでなくてもいいけ
ど必要

花子さん



地域のサロンで皆と活
動すればしたいことが
続けられる

一郎さん

介護事業所



- ・訪問介護相当サービス
- ・通所介護相当サービス
- ・・・etc

地域のサロンなど
(NPO等が運営)



- ・介護予防・生活支援
サービス補助事業
(サービスB)

65歳以上の全ての高齢者

一般介護予防事業



様々な健康づくり

これまでの高齢者支援

元気なうちは…



支援が必要になると…



介護が必要になると…



「できなくなっていること」を補う

のではなく・・・

出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業 報告書」(平成28年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)に追記

これからの高齢者支援

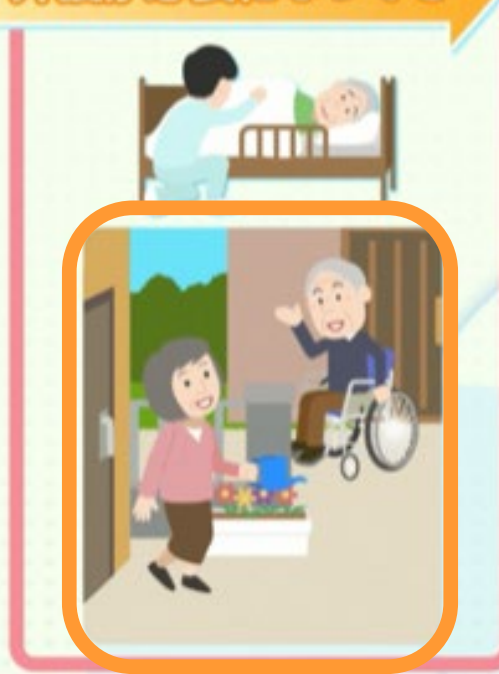
元気なうちは…



支援が必要になっても…



介護が必要になっても…



住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けていくために、

「したいこと」「今できていること」
を続けられるように支援する

ことが大切です。

出所) 三菱UFリサーチ&コンサルティング株式会社「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業 報告書」(平成28年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)に追記

自立に向けた介護予防ケアマネジメント



本人の想いをしっかりくみとる

- 生活の中の「はりあい」
- 生活の中の「楽しみ」
- 大切にしている付き合い

など、人生や生活で大切にしていること

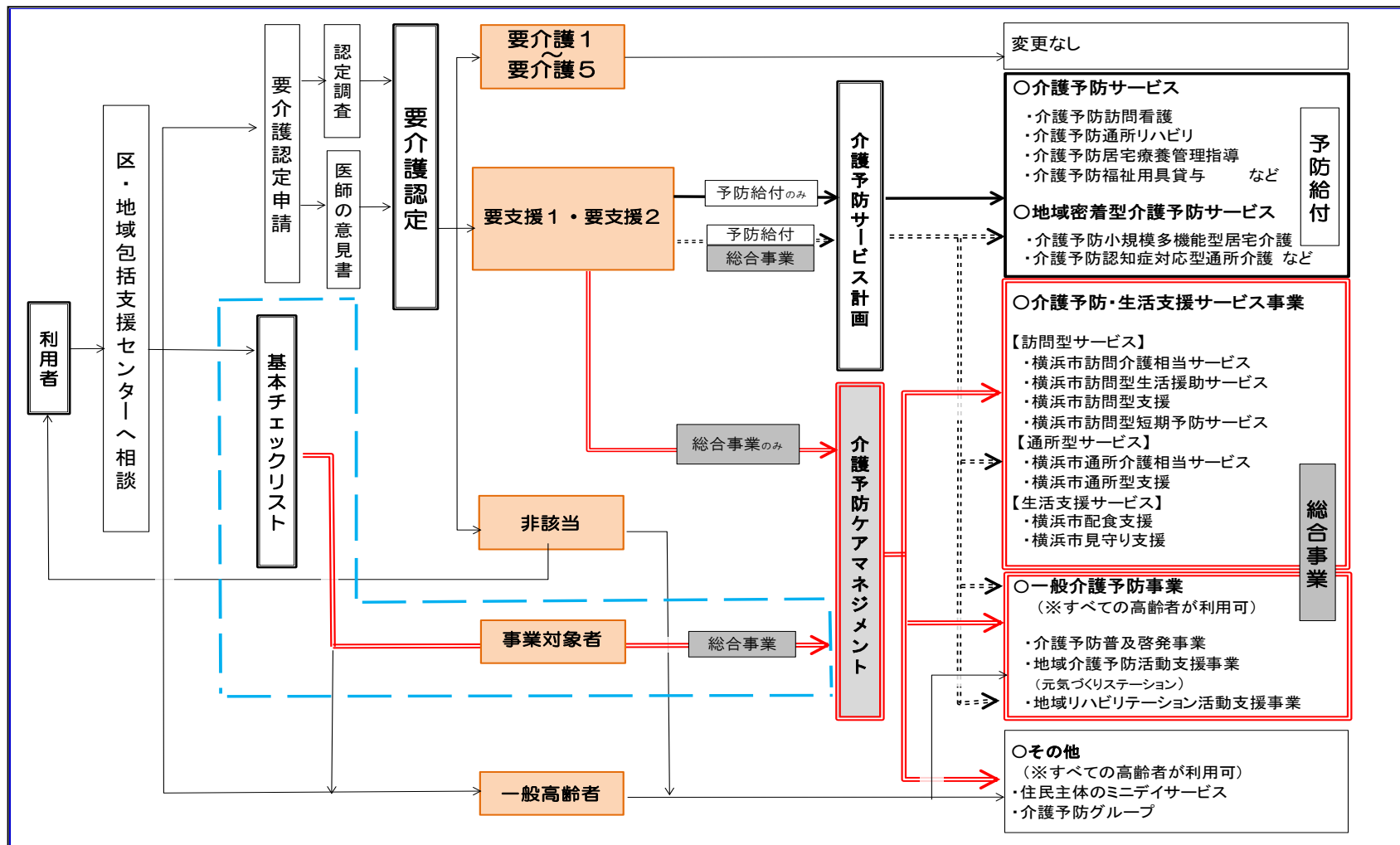


総合事業 ・ 生活支援体制整備事業

地域にある様々な資源を『把握する・繋げる・はぐくむ』

出所) 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社「地域包括ケアシステムの構築に資する新しい介護予防・日常生活支援総合事業等の推進のための総合的な市町村職員に対する研修プログラムの開発及び普及に関する調査研究事業 報告書」(平成28年度 厚生労働省老人保健事業推進費等補助金)に追記

1 介護予防・生活支援サービス事業対象者及び利用手続



介護予防・生活支援サービス事業の対象者は、要支援1・2、事業対象者となります。

2 『事業対象者』について

基本チェックリスト（※）で事業対象者の基準に該当し、

『介護予防ケアマネジメント依頼届出書』を区役所へ提出することで『事業対象者』となります。

3 基本チェックリストについて

基本チェックリストは、必ずしも認定を受けなくても、ケアマネジメントを実施することで、必要なサービスを事業で利用できるよう、相談窓口において本人の状況を確認するツールです。

本市では、平成28年10月より市内全域で活用しています。

◆基本チェックリストの基本的な考え方◆

初めて介護保険サービス（給付・総合事業とも）を利用しようとする方には、原則として活用していません。

初回認定時は介護保険認定申請をご案内します。

【基本チェックリスト活用を検討する主な対象者】

(1) 要支援1・2の方で介護保険の更新申請の際に、以下の項目に

該当する方

□65歳以上

□必要なサービスが「サービス事業のみ」で、5,032単位以内

□当面の間、予防給付のサービスを利用する見込みがない

□介護保険制度以外の行政・民間サービス等で、要支援認定を

受けていないと利用できないサービス等の利用していない

□基本チェックリストによる手続きを希望

(2) 区高齢・障害支援課または地域包括支援センターが必要と判断した方

4 基本チェックリストの実施主体

(1) 地域包括支援センター

原則、3職種対応します。※予防プランナーでも可

(2) 区役所

原則、保健師及び社会福祉職で対応します。

※ 参考：基本チェックリスト

横浜市介護予防・日常生活支援総合事業 基本チェックリスト									
実施日：平成 年 月 日		実施機関：包括名（ ）・委託先ケアマネジャー・区							
(ふりがな) 氏名		生年月日		明・大・昭 年 () 月 () 日					
ご住所		横浜市 区		電話					
項目	No	質問項目	回答欄 (いづれかに○)	点数					
日常生活	1	バスや電車で1人で外出していますか	0 はい 1 いいえ	点					
	2	日用品の買物をしていますか	0 はい 1 いいえ						
	3	預貯金の出し入れをしていますか	0 はい 1 いいえ						
	4	友人の家を訪ねていますか	0 はい 1 いいえ						
	5	家族や友人の相談にのっていますか	0 はい 1 いいえ						
運動機能	6	階段を歩いたり壁をつたわずに昇っていますか	0 はい 1 いいえ	点					
	7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がっていますか	0 はい 1 いいえ						
	8	15分位続けて歩いていますか	0 はい 1 いいえ						
	9	この1年間に転んだことがありますか	1 はい 0 いいえ						
	10	転倒に対する不安は大きいですか	1 はい 0 いいえ						
栄養	11	6ヵ月間で2～3kg以上の体重減少がありましたか	1 はい 0 いいえ	点					
	12	BMIが18.5未満である あなたのBMI=体重()kg÷身長()m÷身長()m 【例】体重50kg、身長155cmの場合 BMI 50kg÷1.55m÷1.55m=20.8	1 はい 0 いいえ						
	13	半年前に比べて固いものが食べにくくなりましたか	1 はい 0 いいえ						
	14	お茶や汁物等でむせることがありますか	1 はい 0 いいえ						
	15	口の渇きが気になりますか	1 はい 0 いいえ						
外出	16	週に1回以上は外出していますか	0 はい 1 いいえ	点					
	17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1 はい 0 いいえ						
	18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあるとされますか	1 はい 0 いいえ						
	19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0 はい 1 いいえ						
	20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1 はい 0 いいえ						
認知	21	この2週間、毎日の生活に充実感がない	1 はい 0 いいえ	点	-				
	22	この2週間、これまで楽しんでやれていたことが楽しめなくなった	1 はい 0 いいえ						
	23	この2週間、以前は薬にできていたことが今はおっくうに感じられる	1 はい 0 いいえ						
	24	この2週間、自分が段に立つ人間だと思えない	1 はい 0 いいえ						
	25	この2週間、わけもなく疲れたような感じがする	1 はい 0 いいえ						
現在の健康状態 (いづれかに○)			よい ・ まあよい ・ ふつう ・ あまりよくない ・ よくない		2016.11				
介護予防・日常生活支援総合事業の実施にあたり、利用者の状況を把握する必要がありますが、 るときは、基本チェックリストの実施結果を横浜市、地域包括支援センター、その他必 要な範囲で関係する者に提示することを同意します。									
<事業対象者に該当する基準> □生活機能の低下 (施設1～10までの項目のうち10点以上) □認知機能の低下 (施設1～10までの項目のうち10点以上) □運動機能の低下 (施設1～10までの項目のうち10点以上) □栄養改善 (施設11～12の2項目のすべてに該当(2点)) <包括 記入欄> ・基本チェックリストの結果：□該当 □非該当 ・被保険者証に記載されている住所：□横浜市 □その他の(※) (※その他の場合、横浜市の総合事業の対象にはなりません。) ・署名欄への記載：□有 □無 □認知機能の低下 (施設13～15までの項目のうち2点以上) □閉じこもり (施設16に該当) □認知機能の低下 (施設18～20までの項目のうち1点以上) □うつ病の可能性 (施設21～25までの項目のうち2点以上)									
横浜市 									

第8期 横浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画

計画期間:2021年度 ～ 2023年度 (令和3年度～5年度)

自立を支援するための介護予防ケアマネジメントの推進

- 介護予防ケアマネジメントは「高齢者が要介護状態になることをできるだけ防ぐ(遅らせる)」、「要支援・要介護状態になってもその悪化をできる限り防ぐ」ことを目的に、高齢者自身が地域で自立した日常生活を送れるよう支援します。
- 高齢者自身が地域で何らかの役割を果たせる活動を継続することが介護予防につながることから、地域の中で生きがいや役割をもって生活できるような居場所に通うなど「心身機能」、「活動」、「参加」にバランスよくアプローチします。
- 活動性の高い生活を維持するためには、要支援者等の状態に合わせて介護保険サービスを提供するだけでなく、地域資源も含めた多様な支援サービスを組み合わせ、本人の状況変化に応じて支援します。
- 本人の思いを引き出し、本人の自立性を高める支援を行います。
- 地域包括支援センター等が、これらの介護予防ケアマネジメントを実践できるように取り組みます。

ご清聴ありがとうございました。

